

## 山鹿都市計画公園の変更（山鹿市決定）

都市計画公園に6・5・1号カルチャースポーツセンターを次のように追加する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番号	公園名			
運動公園	6・5・1	カルチャースポーツセンター	山鹿市熊入町字水神 山鹿市熊入町字東原 山鹿市熊入町字上野原 他	約 31.4ha	

「区域は計画図表示のとおり」

### 理由

本市における都市計画公園は、街区公園が9箇所、総合公園が1箇所、特殊公園が2箇所の計12箇所で12,77haを計画し、そのうち街区公園で8箇所、特殊公園で2箇所の計10箇所で9,61haと、計画面積の8割程度を供用している状況です。

他方、主に運動の用に供する公の施設は、スポーツ、文化、レクリエーション等の活動の拠点として球場、多目的グラウンド、体育館等を備えたカルチャースポーツセンターをはじめ、体育館、グラウンド、テニスコート等を備えた市民スポーツセンターのほか、体育館、グラウンド等の20施設が都市計画区域内外各地に点在している状況です。

上位計画である山鹿市都市計画マスタープラン（平成21年3月策定）においては、市街地からの距離、自然地の分布及び土地利用の現況の観点から適した位置にあり、かつ、主要幹線道路の国道3号から約1kmと交通の利便性が高く、住民が容易に利用できる位置に配置されているカルチャースポーツセンターを、山鹿市のレクリエーション拠点施設と位置付け、自然との交流の場として、また、市民が交流し憩い・余暇活動を楽しめる場として、自然を有効活用した整備を推進することを定めています。

また、山鹿都市計画ごみ焼却場の決定（平成27年8月27日山鹿市告示第133号）に伴うごみ焼却場の建設のために市民スポーツセンターの運動施設の一部を廃止する必要が生じ、当該廃止施設のこれまでの利用状況に適合する既存運動施設がないことから、その代替となる施設の整備をする必要があります。

このような背景の中、山鹿市では、平成31年度までにカルチャースポーツセンターに追加して整備する施設を取りまとめた「カルチャースポーツセンター第2次整備計画」を平成27年10月に策定したところです。

そこで、カルチャースポーツセンター（約31.4ha）について、スポーツ、文化、レクリエーション等の交流拠点として、都市計画の内容・区域を明確にするとともに、円滑かつ着実な整備を図るため、「カルチャースポーツセンター第2次整備計画」に基づく施設の整備に先立ち、都市基幹公園の一つである運動公園として都市計画決定を行うものです。